

# 社会福祉法人光明会役員報酬規程

平成12年8月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、当法人の役員報酬について定めたものである。

2 この規程に定めない事項については、理事会においてその都度定め、評議員会の承認を得て決定する。

(理事の種類と適用範囲)

第2条 役員とは、理事会で選出された理事長および業務執行理事をいう。

(役員報酬の決定基準)

第3条 役員報酬は、理事会が決定する報酬総額の限度額内で、世間水準および職員給与とのバランスを考慮して、理事会で定め評議員会の承認を得て決定する。

(役員報酬の表示)

第4条 役員報酬は、月額をもってこれを表示する。

(役員報酬の支払いと控除)

第5条 役員報酬の計算期間は、当月1日から当月末日とし、職員給与の支給日に支給する。

2 税金は、毎月の報酬から控除して支給する。

(初任報酬月額)

第6条 役員初任報酬月額は、次に掲げる役位別の基本報酬月額とする。

理事長 11等級 1号の基本給相当額

業務執行理事 10等級 1号の基本給相当額

2 基本報酬月額の基準となる給号の額は、役員の基本給月額表を基準にして別に定める。

(報酬額の改訂)

第7条 役員報酬額は、一般職員の賃金との均衡を考慮して改訂する。

附 則

この規程は、平成12年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月14日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月26日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月5日より施行する。

別表第1-2

特別職給料表

平成12年8月1日制定

業務執行理事

理事長

10級	
号給	給料月額 円
1	200,000
2	207,600
3	215,200
4	222,400
5	229,600
6	236,800
7	244,000
8	251,100
9	258,200
10	265,200
11	272,000
12	278,300
13	284,600
14	290,700
15	295,500
16	299,700
17	303,100
18	305,900
19	308,500
20	310,900

11級	
号給	給料月額 円
1	250,000
2	259,500
3	269,100
4	278,200
5	287,300
6	296,400
7	305,500
8	314,500
9	323,500
10	332,200
11	340,700
12	348,600
13	356,500
14	364,100
15	370,100
16	375,300
17	379,600
18	383,200
19	386,500
20	389,500